

令和3年4月23日
資料提供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田
073-441-2275

「県民の皆様へのお願い」の変更について

4月23日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）から、「緊急事態宣言」が出されました。期間は、4月25日（日）から5月11日（火）までの間、区域は、東京都・京都府・大阪府・兵庫県です。また、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に、愛媛県が追加されます。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

変更項目

◆変更前

【県民の皆様へのお願い（4月22日）】

- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「まん延防止等重点措置」の区域を指定している期間



◆変更後

【県民の皆様へのお願い（4月23日）】

- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、**愛媛県**、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「**緊急事態措置を実施すべき区域**」等を指定している期間